



JAPAN P&I NEWS

外航組合員各位

BIMCO USTR Clause for Time Charter Parties 2025

BIMCO（ボルチック国際海運協議会）が「USTR Clause for Time Charter Parties 2025」およびその付帯ガイダンスノートを発行しましたので、ご案内します。

本条項は、USTR（米国通商代表部）が中国建造または中国船主所有の船舶による米国寄港に関して課す手数料（USTR 通告の Annex I および Annex II に基づくもの）に関連するリスクと費用を定めています。BIMCO の法律および海運専門家による小委員会によって策定された本条項は、これらの新たな手数料の適用を明確にし、紛争を最小限に抑えることを目的としています。原則として、本手数料は用船者の責任となることを規定しておりますが、条項に明確に定められた特定の限定的な状況を除きます。

本条項は、新規の用船契約および既存の用船契約の双方に適用可能です。

本条項の全文とガイダンスノートは、以下の BIMCO ウェブサイトからご確認いただけます。

<https://www.bimco.org/contractual-affairs/bimco-clauses/current-clauses/ustr-clause/>

以上